国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和4年度)

作成日 2022/10/11 最終更新日 2022/10/11

記載事項	更新の 有無	記載欄
情報基準日		2022/4/1
国立大学法人名		国立大学法人富山大学
法人の長の氏名		学長 齊藤 滋
問い合わせ先		総務部 企画評価課 TEL:076-445-6040 email:hyouka(at)adm.u-toyama.ac.jp ※お問合せの際は(at)を@に変更願います。
URL		https://www.u-toyama.ac.jp/

【本報告書に関する経営	協議会及	び監事等の確認状況】	
記載事項	更新の	記載欄	
	有無		
経営協議会による確認		(1)確認の方法	
		令和4年度第2回経営協議会(令和4年6月 28 日開催)におい	
		て、国立大学法人ガバナンス・コードに係る令和4年度の適合状況	
		等に関する報告書(案)及び公表スケジュールについて説明し、審	
		議の結果、委員からの意見を踏まえ、修正等行うこととし、最終的	
		な公表内容については学長に一任すると承認した。	
		なお、経営協議会委員からの意見と対応については次項のとおり	
		である。	
		(2)経営協議会委員からの意見と回答・対応	
		【意見1】	
		「補充原則3-1-1②」については、学外委員の大学への理解	
		を深めるため令和4年度から実施した取組(経営協議会の初回に実	
		績と今後の計画を説明、通常の審議とは別に意見交換等を主目的と	
		する日程を新設)が記載されているが、他にも3キャンパスへの視	
		察を行っているため、追記してはどうか。	

【回答及び対応1】

御指摘を踏まえ、報告書に追記しました。

【意見2】

今回の改訂時に追加となった「原則3-3-4」について、委員 選任方法については記載されているが、選任理由については未記載 のように見受けられるので、公表時までには確認いただきたい。

【回答及び対応2】

御指摘を踏まえ、報告書に記載し、ウェブサイトで公開しました。

監事による確認

(1)確認の方法

令和4年度第2回経営協議会(令和4年6月28日開催)において、国立大学法人ガバナンス・コードに係る令和3年度の適合状況等に関する報告書(案)等について説明した。

また、令和4年7月7日に本件に関して監事との意見交換を実施した。監事からの意見と対応については次項のとおりである。

(2) 監事からの意見と回答・対応

【意見1】

様々なステークホルダーに対して説明する文章という観点から 見た時、全体的に長く読みづらい印象を受ける。ステークホルダー に理解し、共感していただけるよう、実施内容について具体的に記 述し、かつ、全体的に平易な文章としていただきたい。

【回答及び対応1】

御指摘を踏まえ、記述内容を具体化し、かつ平易な文章となるように全面的に見直しました。

【意見2】

役員や教職員には、ガバナンス・コードの内容についてしっかり と理解していただく事が重要である。

年1回の適合状況の確認を、各原則等に対する整備状況の理解を 深め、必要に応じ取組の見直しを検討する機会としてほしい。また、 新たに行った取組は追記する等の対応は積極的に行っていただき たい。

このことがガバナンス・コードを意識した業務改善に繋がり、それが富山大学全体のガバナンス強化に繋がる機会となる。

【回答及び対応2】

ガバナンス強化に繋げるため、毎年の適合状況の確認時には学内に広く周知した上で、これまでの記述内容について見直しを行い、新たに実施した取組について積極的に記述する等、一層充実した改訂となるよう努めます。

【意見3】

昨年度に比べ、ガバナンス強化に関する具体的な取組事例についての記載は増えたが、それでも実際に対応しているにも関わらず記載されていない取組が多い印象を受ける。

実際には業務の見直し等を積極的に実施しているので、実施した 取組については積極的に記述していただきたい。

【回答及び対応3】

御指摘を踏まえ、記述内容を具体化し、平易な文章となるように 全面的に見直した際に、実施した取組を追記しました。また、今後 更新を行う際にも、引き続き積極的な記述に努めます。

【意見4】

補充原則 1-2 ④について、「Saito Vision2019」のアクションプランの改定は、実施状況等を評価した上で、ビジョンの実現に向けて更に実施すべき具体的な戦略を記載した取組である。そのことがわかるように記載をしていただきたい。

【回答及び対応4】

御指摘の趣旨を踏まえ、記述内容について記載内容を見直しました。

【意見5】

原則2-1-2では、学長のリーダーシップを発揮するために多様な関係者の意見、期待を踏まえて法人経営を行うべきとされている。教職員や学生等の様々なステークホルダーからの意見を聴取する場について記述があるが、経済団体に関する記述が無いので記載すべきではないか。

【回答及び対応5】

御指摘を踏まえ、報告書に記載しました。

その他の方法による確	該当なし
記	

【国立大学法人ガバナン	ス・コー	ドの実施状況】
記載事項	更新の 有無	記載欄
ガバナンス・コードの 各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの 各原則を実施しない理 由又は今後の実施予定 等		該当なし

【国立大学法人ガバナンス	ス・コート	・の各原則に基づく公表内容 】
記載事項	更新の 有無	記載欄
原則1-1ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		国立大学法人富山大学(以下「本法人」とする。)では、自らが定めた富山大学(以下「本学」とする。)の「理念と目標」を踏まえ、実現するための目標及び具体的な戦略として、中期目標・中期計画を策定して公表しました。また、学長が目指す本法人像を定めたビジョンである「Saito Vision 2019」を策定して公表していましたが、令和3年にビジョンを達成するための実行計画として定めていたアクションプランの進捗状況を確認し、取組を更に進めていくために改定した「Saito Vision 2021」を令和3年11月に策定し、公表しています。 これらは、経営協議会学外委員、地域住民、地域企業等の関係者からのご意見や、本法人や本学、国立大学法人全体に求められる社会の要請を把握し考慮しながら、策定しています。 > 富山大学の理念と目標 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/vision/philosophy/中期目標・中期計画 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/plan/「SaitoVision 2019」 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/saitoVision 2019.pdf 「Saito Vision 2021」 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/saito-vision 2019.pdf
		2021.pdf
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と 検証結果及びそれを基に 改善に反映させた結果等		本法人が策定している目標・戦略である中期目標や中期計画については、国立大学法人法に基づき、進捗状況検証結果や改善結果等を記載した自己評価を報告書としてとりまとめて、文部科学省国立大学法人評価委員会の評価を受けることとなっています。また、この報告書や評価結果等は本学ウェブサイトにおいて公表しています。また、学長が目指す大学像を定めたビジョンである「Saito Vision 2019」についても令和2年度末までの進捗状況を検証したところ、22件のAction Plan の内、21件(95.5%)について実施できている事を確認しました。この検証結果については、本学のウェブサイトで公表し、広く発信しました。令和3年11月には、この進捗状況

や検証結果を踏まえて、「Saito Vision 2019」のアクションプランを 改定した「Saito Vision 2021」を策定して、本学のウェブサイトで公 表し学長のリーダーシップの下、本法人全体で取組んでいます。 ➤各報告書及び評価結果等 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/assessment/ SaitoVision 2019 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/saitoVision 2019.pdf Saito Vision2019「Action Plan」: 進捗状況の自己評価結果につい https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr-message/president/vision /progress/ Saito Vision 2021 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/saito-vision 2021.pdf 補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 本法人の経営や教学運営に係る審議機関として、国立大学法人法 経営及び教学運営双方に 第25条、第27条、第28条や富山大学学則第38条から第40条に 係る各組織等の権限と責 基づいて、役員会や経営協議会、教育研究評議会を設置しています。 任の体制 構成員や審議内容は下表のとおりです。 審議機関名 構成員 審議内容 学長 以下に掲げる本法人の重要事項を審議 役員会 理事 中期目標についての意見及び年度計 画に関する事項 ② 法人法により文部科学大臣の認可又 は承認を受けなければならない事項 予算の作成及び執行並びに決算に関 する事項 ④ 富山大学及びその学部、学科その他 の重要な組織の設置又は廃止に関す その他役員会が定める重要事項 経営 • 学長 以下に掲げる本法人の経営に関する重要事 協議会 • 学長が指名す 項を審議 る理事 ① 中期目標についての意見に関する事項 • 事務局長 のうち、経営に関するもの • 上記以外で大 ② 中期計画に関する事項のうち、経営に 学に関し広く 関するもの

かつ高い識見

を有するもの

から、教育研

究評議会の意

見を聴いて学

長が任命する

③ 学則(本学の経営に関する部分に限

する事項

る。)、会計規程、役員に対する報酬及

び退職手当の支給の基準、職員の給与

及び退職手当の支給の基準その他経営

に係る重要な規則の制定又は改廃に関

西半数は本項目の委員でなければならない。		もの 12 人以	④ 予算の作成及び執行並びに決算に関す
 過半数は本項目の委員でなければならない。 ・ その他学長が必要と認めた職員 教育研究評議会 教育研究 部議会 ・ 学里・副学長・理事・副学長・研究科、教育部及び学環の長・ 教養教育院長・ 和漢医薬学総合研究所長・ 和漢医薬学総合研究所長・ 和漢医薬学総合研究所長・ 中期目標についての意見に関する事項 (経営に関する事項 (経営に関する (経営に関する (経済の (経営に関する (経営に関する (経営に関する (経済の (経営に関する (経済の (経済の (経営の (経済の (経済の (経済の (経済の (経済の (経済の (経済の (経済			
目の委員でなければならない。 点検及び評価に関する事項 その他本学の経営に関する重要事項 その他本学の経営に関する重要事項 表の他本学の経営に関する重要事項 表の他本学の経営に関する重要 事項を審議 事項を審議 事項を審議 事項を審議 事項を経営に関する事項を除く。) 申期目標についての意見に関する事項 (経営に関する事項 (経営に関する事項を除く。) 申期計画に関する事項 (経営に関する事項を除く。) 申期計画に関する事項を除く。) 申期計画に関する事項を除く。) 申期計画に関する事項を除く。) 申期計画に関する事項を除く。) 申期計画に関する事項を除く。 予部長を表し、 を事項を除く。 予証を表し、 を事項を除く。 を事項を除く。 を事項を除く。 を事項を除く。 を事項を除く。 を事項を除く。 を事項を解えている事項を解えている事項を解えている事項を解えている事項を解えている事項を表し、 を事項を表し、 を事項を表し			
ければならな い			_
・ その他学長が必要と認めた職員 以下に掲げる本学の教育研究に関する重要 教育研究評議会 以下に掲げる本学の教育研究に関する重要 ・ 学長 事項を審議 ・ 理事 ① 中期目標についての意見に関する事項(経営に関する事項(経営に関する事項を除く。) ・ 研究科、教育部及び学環の長・学部長・ 教養教育院長・ 和漢医薬学総合研究所長・ 和漢医薬学総合研究所長・ 門属病院長・ 学系長・ 学系長・ 学系長・ 学系長・ 学系長・ 学系の教授 各 1 人 ① 教育課程の編成に関する事項 ・ 附属病院に配置する教授1人 の他学生の用滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ② 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ・ 事務局長 ③ 教育及び研究の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項			6 その他本子の経呂に関する里安事項
数育研究 以下の評議員 ・学長 ・理事 ・ 副学長 ・ 一期目標についての意見に関する事 項 (経営に関する事項を除く。) ・ 研究科、教育 部及び学環の 長 ・ 学部長 ・ 教養教育院長 ・ 和漢医薬学総 合研究所長 ・ 附属病院長 ・ 学系長 ・ 学系長 ・ 学系の教授 各 1 人 ・ 附属病院に配置する教授 1 人 ・ 取属局民 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ・ を		' /	
教育研究 以下の評議員 ・学長 ・理事 ・副学長 ・研究科、教育 部及び学環の 長 ・ 教養教育院長 ・ 教養教育院長 ・ 和漢医薬学総 合研究所長 ・ 附属病院長 ・ 学系長 ・ 学系長 ・ 学系の教授 各 1 人 ・ 附属病院に配置する教授 1 人 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ・			
教育研究 評議会			
評議会 ・	tel alarmenta		
 理事 副学長 研究科、教育部及び学環の長 学部長 教養教育院長 和漢医薬学総合研究所長 和漢医薬学総合研究所長 附属病院長 学系長 学系長 学系の教授各自人事の方針に関する事項 (金宮に関する部分を除く。) その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 教育課程の編成に関する方針に係る事項 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項を対象が対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対			
 副学長 研究科、教育部及び学環の長 教養教育院長 和漢医薬学総合研究所長 附属病院長 学系長 学系長 学系の教授各1人 附属病院に配置する教授1人事務局長 事務局長 (3) 学則(経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項制定又は改廃に関する事項を開する事項を開する方針に係る事項を対象が表する方針に関する事項を対象が表する。 (4) 教育課程の編成に関する事項を持続を対象が書類を対象が表する方針に係る事項を対象が表する。 (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項を対象が表する。 (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項を対象が表する方針を対象が表する。 (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了をの他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項を対象が表する方針に係る事項を対象が必要が表する方針に係る事項を対象が必要が表する方針に係る事項を対象が表する方針に係る事項を対象が表する方針に係る事項を対象が必要が表する方針に係る事項を対象が表する方針に係る事項を対象が表する方針に係る事項を対象が表する方針に係る事項を対象が表する方針に係る事項を対象が表する方針に係る事項を対象が表する方針に係る事項を対象が表する方針に係る事項を対象が表する方針に係る事項を対象が表する方針に係る事項を対象が表する方針に係る事項を対象が表する方針に係るので表する方針に係る事項を対象が表する方針に係るので表する方針に係るので表する方針に係るので表する方針に係るので表する方針に係る事項を対象が表する方針に係るので表する方針に係るので表する方針に係るので表する方針に係るので表する方針に係るので表する方式を対象が表する方式を表する方式を表する方式を表する方式を表する。 	評議会		7 // - 11 11/4
 研究科、教育 部及び学環の 長 ・学部長 ・教養教育院長 ・和漢医薬学総 合研究所長 ・附属病院長 ・学系の教授各1人 ・ 附属病院に配置する教授1人 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ② 中期計画に関する事項(経営に関する事分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 (4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項 (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 (8) 教育及び研究の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項 		_ •	
 部及び学環の長 ・ 学部長 ・ 教養教育院長 ・ 和漢医薬学総合研究所長 ・ 附属病院長 ・ 学系長 ・ 学系の教授各1人 ・ 附属病院に配置する教授1人 ・ 事務局長 ・ 事務局長 の他学生の在籍に関する方針に係る事項を対する事項を開する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項を対する事項を対する方針及び学位の授与に関する方針と係る事項を対する方針と呼びである事項を対する方針と呼びである事項を対する。 			
長 ・ 学部長 ・ 教養教育院長 ・ 和漢医薬学総合研究所長合研究所長の研究所長の研究所長の関連を表している。 ・ 附属病院長の関連を表している。 ・ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項の他の要な助言、指導をの他の援助に関する事項の他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項を表している。 ・ 事務局長の機及び評価に関する事項			
 ・ 学部長 ・ 教養教育院長 ・ 和漢医薬学総合研究所長合研究所長 ・ 附属病院長 ・ 学系長 ・ 学系の教授各1人 ・ 附属病院に配置する教授1人事の大学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ・ 事務局長 			3 7 2 13 1 3 7
・教養教育院長 制定又は改廃に関する事項 ・和漢医薬学総合研究所長 教育課程の編成に関する方針に係る事項 ・附属病院長 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ・学系の教授各1人 関する事項 ・附属病院に配置する教授1人 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項を加減を対する方針に係る事項を対する方針に係る事項を対する方針に係る事項を対する方式を対する事項を対する。事項を対する事項を対する事項を対する。事項を対する事項を対する。事項を対する事項を対する事項を対する事項を対する。事項を対する事項を対する事項を対する。事項を可能を対する事項を対する事項を対する事項を対する。事項を対する事項を対する。事項を対する事項を対する。事項を対する事項を対する。事項を可能を対する事項を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を			
 和漢医薬学総合研究所長・附属病院長・学系長・学系の教授各1人・附属病院に配置する教授1人・事務局長・事務局長・事務局長・事務局長・事務局長・事務局長・事務局長・事務局長			10 311100 pt = 20000
合研究所長 ・ 附属病院長 ・ 学系長 ・ 学系の教授 各 1 人 ・ 附属病院に配置する教授 1 人 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ・ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 ・ 事務局長 ⑧ 教育及び研究の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項			11, 2, 1, 1, 2, 2, 1, 2,
・ 附属病院長 ・ 学系長 ・ 学系の教授 各 1 人 ・ 附属病院に配置する教授 1 人 ・ 事務局長 ② ・ 事務局長 事項 ・ 事務局長 ③ ・ 事務局長 事項 ・ 事務局長 数育及び研究の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項			
 学系長 学系の教授 各1人 附属病院に配置する教授1人 事務局長 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項をから、教育及び研究の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項 			0 3711 = 1
・ 学系の教授 各 1 人 に必要な助言、指導その他の援助に 関する事項 ・ 附属病院に配置する教授 1 人 ・ 学生の入学、卒業又は課程の修了そ の他学生の在籍に関する方針及び学 位の授与に関する方針に係る事項 ・ 事務局長 教育及び研究の状況について本学が 行う点検及び評価に関する事項			, ,
各1人 関する事項 ・ 附属病院に配置する教授 1人 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項をから、 ・ 事務局長 教育及び研究の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項			
• 附属病院に配置する教授 1 ② 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 • 事務局長 数育及び研究の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項			に必要な助言、指導その他の援助に
置する教授 1 人 ・事務局長の他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項・事務局長 行う点検及び評価に関する事項			関する事項
人 ・ 事務局長 ・ 事務局長 を 事務局長 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ・ 事務局長 ・ 有き点検及び評価に関する事項		• 附属病院に配	⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了そ
• 事務局長 8 教育及び研究の状況について本学が 行う点検及び評価に関する事項		置する教授 1	の他学生の在籍に関する方針及び学
行う点検及び評価に関する事項			位の授与に関する方針に係る事項
		• 事務局長	⑧ 教育及び研究の状況について本学が
② るの仙大学の教育研究に関すて新西			行う点検及び評価に関する事項
			⑨ その他本学の教育研究に関する重要
事項			事項
▼国立十学法人宣山十学学則			

➤国立大学法人富山大学学則

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf

補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢 構成の実現、性別・国際 性・障がいの有無等の観 点でのダイバーシティの 確保等を含めた総合的な 人事方針 本法人では、ジェンダー平等をより一層推進し、性別や性的指向と性自認(SOGI)、障がいの有無、年齢、文化、宗教、信条、国籍などの多様性を尊重し、それぞれが自らの能力を発揮し、皆が生き生きと活躍できる教育・研究・職場環境づくりを進めることを「富山大学ダイバーシティ推進宣言」で宣言し、大学ウェブサイトにおいて公表しています。

また、障害者雇用に関しては、雇用率 2.48%(R3.6.1 現在 法定雇用率 2.6%)です。障害者雇用の促進とマッチングのため、配置先の拡充、特別支援学校等からの職場見学受入れ、就業支援施設との協定により希望者に対する職場体験の実施、障害者対象の就職説明会に参加するなどの取組により、一定数の障害者雇用を行っています。

▶富山大学ダイバーシティ推進宣言

https://www.u-toyama.ac.jp/outline/other-info/gender-equal/

職ごとの人事に関しては、それぞれ必要な人事方針、異動計画、人 事計画を定めた上で実施しています。

○教員:

「富山大学における教員採用・選考についての指針」において、 広く優秀な人材を求めるため、公募を原則とした上で、次の点を 考慮することを定めています。

- ・本学の中期目標・中期計画の達成に資するものであること
- ・大学として定めた改革方針、戦略等に沿ったものであること
- ・本学の教育研究機能の強化に資するものであること
- ・若手教員(年齢が40歳未満)及び女性教員の積極的な採用を 推進するものであること

併せて、選考に当たっては、業績の公正な評価方法を構築し、教 員選考の客観性及び透明性を高めるよう努めることとしていま す。

教員の職階構成及び年齢構成の適正化に向けては、「本学の研究 力向上と教育研究の活性化に向けての教員の職階構成及び年齢構 成の適正化への取組方針」を策定しました。この方針により、若手 教員の雇用による学問分野の継承と新しい視点の確保のため、若 手教員や女性教員の雇用を促進し、教員の職階構成と年齢構成の 適正化を進めるために、数値目標を定めるとともに、全学的な支 援策を定め、取組を行っています。

【第4期中期計画終了年度(令和9年度)末までの数値目標】 若手教員比率 30%を達成 女性教員比率 令和元年度の数値を起点として毎年度1%ずつ向 上

○事務及び技術職員:

国立大学法人等職員採用試験による採用のほか、実務経験や専門的知識を有する者を対象とした大学独自の採用試験(キャリア試験)、国家資格等を所有する者を対象にした採用試験を実施しています。また、採用後は「富山大学事務系職員の人事異動方針」に基づいた人事計画により、昇任、配置換え等を含む人事を実施しています。また、事務系職員の人事異動方針については可視化し、

補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化する べく行う活動のために必 要な支出額を勘案し、そ の支出を賄える収入の見 通しを含めた中期的な財 務計画	事務系職員キャリアパスイメージとして大学ウェブサイトにおいて公表しています。 ➤事務系職員キャリアパスイメージ https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/image_career.pdf ○附属病院に勤務する医療従事者等: 看護部、薬剤部等の各部において定めた人事計画に基づいた採用やキャリアアップに向けた取組を実施しています。 本法人の中期的な財務計画として、中期計画において、この中期目標期間の予算(人件費の見積りを含む。)や収支計画、資金計画について、経営協議会や役員会での審議を経て策定しています。また、策定に当たっては、外部資金の獲得状況や附属病院の収支状況、施設整備計画等を学内の担当部署と情報を共有した上で、収支の見通しを図っています。 ➤中期計画(第4期中期目標期間) https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/mid_plan0
補充原則1-3⑥(4) 及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果 等(法人の活動状況や資 金の使用状況等)	本法人の活動状況や資金の使用状況等については、国立大学法人法第35条や独立行政法人通則法第38条、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づいて、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成し、大学ウェブサイトにおいて公表しています。 また、コストの見える化に向けて、財務状況や教育研究等の成果についての数値をグラフ化し分かりやすく示した財務レポートを作成しています。この中では、平成30年度決算分からは、学部等のセグメントごとに教育・研究経費等の執行状況も示すようにしました。これらの本法人の活動状況や資金の使用情報を記載した財務レポートについては、教育研究評議会、経営協議会等において学内外の関係者に対して周知を図るほか、オープンキャンパス、ホームカミングデー等の際に説明を行ったり、大学ウェブサイトでも公表したりすることで、様々なステークホルダーの皆様に対してお伝えしています。

▶財務諸表等

(財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事の監査報告書、会計監査 人の監査報告書、財務レポート(セグメント別の執行状況を含む)) https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/corporat e/

本法人は国立大学法人法、独立行政法人通則法及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づいて、法人の活動状況や資金の使用状況等の公表のため、毎事業年度の財務諸表や事業報告書を作成し、大学ウェブサイトにおいて公表しています。

また、コストの見える化に向けた取組として、財務状況や教育研究等の成果を数値とグラフで示した財務レポートを作成しています。財務レポートでは、平成30年度決算分からは、セグメントごとの教育・研究経費等の執行状況を作成し、教育研究評議会、経営協議会等において周知を図るほか、オープンキャンパス、ホームカミングデー等においてステークホルダーの皆様に内容の説明を行ったり、大学ウェブサイトで公表するなど、様々なステークホルダーの皆さまに対して分かりやすく公表することについて取り組んでいます。

▶財務諸表、事業報告書(令和2年度分)

https://www.u-

toyama.ac.jp/outline/information/public/corporate/r02/

財務レポート 2021

 $\frac{https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/finance_rep}{ort_2021.pdf}$

令和3年度第9回教育研究評議会(R4.1.20)

 $\frac{https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/education-index_r03_091.pdf$

令和3年度第6回経営協議会(R4.1.19)

https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-

content/uploads/management-index_r03-61.pdf

補充原則 1 - 4② 法人経営を担いうる人材 を計画的に育成するため の方針 本法人では、法人経営を担う人材育成の方針として、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を、学長等を補佐する役職となる副学長、学長補佐に登用し、国立大学協会主催の「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」等の外部研修への積極的な参加など

を通じた人材育成を実施しています

また、従来、学長や理事のみで実施していた学長理事懇談会について、令和元年度からは副学長、学長補佐を構成員に加えて開催しています。本学の法人経営方針に関する意見交換や議題立案の過程における意見交換に参加することにより、副学長等の人材育成の機会を設定しています。

その他の長期的な人材育成の取組として、令和3年度からは、教育研究評議会に若手教員をオブザーバーとして出席させ、若手教員の教育研究の運営改善に向けた意見を大学運営に活用するとともに、本学の重要事項の審議を経験させています。

この他、令和4年4月から大学評価体制を強化し自己点検評価を 適切に実施するため、「大学評価規則」他を改正し、将来の富山大学 を担う中堅教員等によって構成される計画・評価室を立ち上げまし た。全学的な大学評価に関する業務を通じて、法人経営を担うこと ができる人材育成の仕組みを作っていきます。

また、令和4年4月からの第4期中期目標・中期計画において「13-1 学長ガバナンスの強靭化に向けた体制整備」を中期目標とし、この目標を達成するために「学長ガバナンスの強靭化を図るため、学長の大学経営に関する補佐体制を整備する。」ことを計画しています。この計画の達成のために、本学では外部有識者を学長補佐等へ登用することや、教職員の法人経営能力を開発するために、教職員が各種のセミナーを受講することを指標としてフォローアップすることとしています。

➤ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ(主催:国立大学協会)

https://www.janu.jp/janu/seminar/seminar2020/20200904-udws/ 富山大学大学評価規則

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0104001.pdf 中期目標・中期計画

https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/plan/

原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の 長を補佐するための人材 の責任・権限等 本学の学長を補佐する、理事、副学長等については、職務に必要な能力やその責任、権限について、以下の各規則に定めた上で、学長が選任・配置を行っています。また、理事、副学長等のそれぞれの担当業務や責任・権限については、選任理由も含め、大学ウェブサイトで公表しています。長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みとして、副学長、学長補佐は、中堅、管理職・

部局長クラス等から登用し、従来、学長及び理事のみで実施していた学長理事懇談会に、構成員として参加させることで、本学の重要事項の立案に向けたブラッシュアップの意見交換等を経験させています。その他の長期的な人材育成の取組として、理事、副学長を国立大学協会等が実施する経営人材等の育成に関する外部研修への参加させているほか、令和3年度からは、教育研究評議会に若手教員をオブザーバーとして出席させ、若手教員の教育研究の運営改善に向けた意見を大学運営に活用するとともに、本学の重要事項の審議を経験させています。また、令和4年4月から大学評価体制を強化し自己点検評価を適切に実施するため、「大学評価規則」他を改正し、将来の富山大学を担う中堅教員等によって構成される計画・評価室を立ち上げました。全学的な大学評価に関する業務を通じて、法人経営を担うことができる人材育成の仕組みを作っていきます。

➤各副学長、学長補佐の担当業務 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/overview/officer/

○理事

[必要な能力、責任、権限等を定める規則]

富山大学学則第20条

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf 富山大学役員規則第3条

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf

○副学長、学長特別補佐、学長補佐、学長特命補佐、理事補佐 [必要な能力、責任、権限等を定める規則]

富山大学学則第25条から第27条の3

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf 富山大学副学長に関する規則第2条

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102010.pdf 富山大学学長特別補佐に関する規則第2条

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102011.pdf 富山大学学長補佐に関する規則第2条

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102012.pdf 富山大学学長特命補佐に関する規則第2条

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102029.pdf 富山大学理事補佐に関する規則第2条

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102013.pdf

原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録

本法人の役員会の実施においては、国立大学法人法で定める役員 会の議決事項や本法人の重要事項について決定する際には、学長理 事懇談会等を通じて、あらかじめ重要事項を担当する理事等との意 見交換などの十分な議論を行い、疑問点や不明な点を解消した上で、 役員会で審議・決定しています。

また、役員会は、年間の開催時期をあらかじめ設定(原則月2回開催)し、学内に周知することで、役員会までの検討を計画的に進められるようにしています。さらに、緊急の役員会による審議等が必要な重要事項等が発生した場合は、臨時開催を行うなど、適時かつ迅速な審議により、学長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保しています。

なお、議事要旨については、役員会での承認後速やかに大学ウェ ブサイトにおいて公表しています。

➤富山大学役員会規則

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102002.pdf 役員会議事要旨

https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/organization/board-index/

原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材 を求める観点及び登用の 状況

本法人は、「富山大学ダイバーシティ推進宣言」を策定し、教職員等の意識や学内の組織、環境を変える取組等を通じてジェンダー平等をより一層推し進めています。また、外部の経験を有する人材の経験と知見の活用を図るため、富山大学役員規則第3条において、役員のうち理事や監事について、本法人の役員又は職員でない者が含まれるようにすることを定めており、大学ウェブサイトにおいては、理事や監事の選任理由と併せて学外からの登用である旨、公表しています。

また、学長特別補佐や学長特命補佐として、外部の経験を有する 人材(学長特別補佐 3名、学長特命補佐 3名)を選任しており、 大学ウェブサイトにおいて公表しています。

➤富山大学役員規則

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf 役員紹介(学長特別補佐及び学長特命補佐についても掲載) https://www.u-toyama.ac.jp/outline/overview/officer/ 補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に 係る選考方針及び外部委 員が役割を果たすための 運営方法の工夫 本法人の経営協議会の学外委員選考に当たっては、富山大学経営協議会規則第2条において、教育研究評議会の意見を聴いて大学に関し広くかつ高い識見を有する者から学長が任命すること、委員の過半数は学外委員とすることを定めています。本法人ではこれに従い、産業界や関係自治体等の多様な関係者から経営協議会の学外委員を選考し、その識見を本法人の経営に活用することとしており、選考し任命した委員について、大学ウェブサイトにおいて公表しています。

また、経営協議会の運営方法の工夫として、会議資料を学外委員にも理解しやすい構成・内容にするとともに、事前に学外委員等へ会議資料を送付し、当日、各委員から専門性に基づく意見を募ることができるような工夫を行っており、このことについて、大学ウェブサイトにおいて公表しています。さらに、学外委員からの意見についても、その対応状況とあわせて、大学ウェブサイトにおいて公表しています。

➤富山大学経営協議会規則

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102004.pdf 経営協議会名簿

 $\frac{https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/manageme}{nt_list.pdf}$

経営協議会学外委員からの主な意見と本学の対応状況

https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/organization/management-opinions/

補充原則3-3-1①法 人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考 理由 学長選考・監察会議は、富山大学学長選考・監察会議規則に定める 委員によって組織されています。同会議は、学長の選考に当たり、学 長に求められる資質及び能力並びに学長選考の手続及び方法などの 選考の基準「富山大学にふさわしい学長像」を定めた上で、推薦のあった学長候補適任者の公開討論会、学内意向調査を参考に面接等を 実施します。その後、推薦時に提出された書類(履歴、所信等)、公 開討論会、面接の結果等をもとに審議し、同会議の総意をもって学 長候補適任者を決定します。

また、選考の基準、結果、過程及び理由については、都度、学内教 職員向け掲示板や大学ウェブサイト等で公表します。

➤富山大学学長選考・監察会議規則

http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102006.pdf

	富山大学学長選考規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102007.pdf (平成 30 年度実施時)選考の基準(学長選考会議公示第 1 - 2 号) https://www.u-toyama.ac.jp/news/2018/doc/180627-senkou2.pdf 学長候補者の決定について、次期学長候補者選考の経緯と理由(学長選考会議公示第 5 号) https://www.u-toyama.ac.jp/news/2018/doc/181105-senkou5.pdf 平成 30 年度第 4 回学長選考会議議事要旨 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/30_04_president.pdf
補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	学長の任期については、学長選考・監察会議にて平成25年3月に学長の任期を改正した上で、学長が適切にリーダーシップを発揮できる任期や学長の再任の可否、再任を可能とする場合の上限設定の有無について、改めて平成28年度から2年間の議論を行いました。議論の結果、平成29年に安定的なリーダーシップの発揮に向けた期間として、学長任期を4年とすることを改めて確認するとともに再任を一回限り可と決定し、富山大学役員規則に定めた上で大学ウェブサイトにおいて公表しています。 ➤富山大学役員規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf平成24年度第5回(持ち回り)学長選考会議議事要旨https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/24_05_president.pdf 平成30年度第4回学長選考会議議事要旨https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/30_04_president.pdf
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出 るための手続き	学長の解任を申し出るための手続きについては、富山大学学長選考・監察会議規則第3条第3号及び富山大学学長の解任手続きに関する規則に定めています。この規則では、学長の解任の申出については、任期の途中であっても学長選考・監察会議による審査、議決の上、文部科学大臣に対して申し出ることができることを定めています。また、これらの規則については、大学ウェブサイトにおいて公表しています。

1	
	▶富山大学学長選考・監察会議規則
	http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102006.pdf
	富山大学学長の解任手続に関する規則
	http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102009.pdf
補充原則 3 - 3 - 3 ②	学長選考・監察会議では、富山大学学長選考・監察会議規則や富山
法人の長の業務執行状況	大学学長の業績評価に関する申合せにおいて学長の業績評価を審議
 に係る任期途中の評価結	
果	評価項目を①中期目標期間の大学の業務実績を通した評価、②大学
	の機能強化の取組と重点支援を通した評価、③大学改革等に向けた
	取組に係る評価、④大学ガバナンスとリーダーシップに係る評価等
	に区分して評価を行っています(※①、②は任期半ば及び毎年実施
	する大学全体の実績に対する評価、③、④は隔年で実施する学長の
	個人評価)。実施にあたっては同会議で評価の対象項目や実施内容、
	評価結果の本人への提示方法、公表方法を検討の上、実施していま
	す。
	また、学長選考・監察会議の議長・副議長から、学長に対して評価
	結果を手渡し、業績評価・学長選考・監察会議の意見を説明するとと
	もに、今後の法人経営に向けた助言等を行った上で大学ウェブサイ
	トにおいて公表しています。
	➤富山大学学長選考・監察会議規則
	http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102006.pdf
	https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/organiza
	tion/president-hyouka/
	<u> </u>
原則3-3-4学長選	学長選考・監察会議の委員については、国立大学法人法で経営協
考・監察会議の委員の選	議会において選出された者(学外委員)と教育研究評議会において
イン 血奈云巌の安貞の選 一 任方法・選任理由	
仕力法・選仕理田	選出された者(学内委員)で構成することになっています。
	本学では、大学に関し広くかつ高い識見を有する者から広く意見
	を伺うため、産業・経済界、学術研究・教育機関、地方公共団体等か
	ら選任した経営協議会の学外委員と、学内の意見を広く取り入れる
	ものとして教育研究評議会の委員から選出された学内委員を、それ
	ぞれの会議の構成員の中から互選により選出しています。また、こ
	のことについては、委員名簿と併せて大学ウェブサイトにおいて公
	表しています。
	1

T	
	➤富山大学学長選考・監察会議名簿 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/president_li
	st.pdf
原則 3 - 3 - 5	学長選考・監察会議では、学長の業績評価を実施する際に、大学ガ
大学総括理事を置く場	バナンスとリーダーシップについて、本学が最も経営力を発揮でき
合、その検討結果に至っ た理由	る体制の在り方の検討を行っています。なお、現時点で大学総括理 事を置くべきであるとの意見は出ていないため、設置していません。
70年四	すと直くできてのもこの心力は出ていないため、故直していません。
	➤富山大学学長選考・監察会議規則
	http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102006.pdf
基本原則4及び原則4-	本法人では、富山大学業務方法書第2条で、内部統制システムの
2 中郊休州 671 487 7 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	整備と継続的な見直し、役職員への周知や研修の実施、必要な情報
内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	システムの更新に努めることを規定しています。本法人の内部を統制する仕組みとしては、適正な職務の実施と社会的倫理の維持に向
作物人の元直のの代記	け、富山大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則第5条
	から第9条により、学長をコンプライアンス推進における最高責任
	者(コンプライアンス最高責任者)とした運用体制を整備していま
	す。さらに、富山大学役職員行動規範や富山大学研究者倫理・行動規
	範を定め、役職員は不断の実践に努めることとしています。また、本学での研究活動に際しての不正防止等に関する取組み、公的研究費
	の責任・管理体制、公的研究費使用の際のルール等について大学ウ
	ェブサイトにおいて公表しています。
	また、コンプライアンスに関する内部通報・外部通報窓口を設置
	しているほか、内部監査制度を通じて業務及び財務会計に関する内ではない。特別の特別の特別の対象
	部統制の整備及び運用状況の検証を行っています。 内部統制システムの見直しに関しては、年度ごとに定める重点項目
	に基づき、自己点検を実施し、必要に応じて改善を図ることにして
	います。令和元年度「リスク評価と対応に関する事項」、令和2年度
	「入札・契約に関する事項」、令和3年度「研究に係るリスク管理に
	関する事項」を確認しており、内部統制が有効に機能しています。
	➤富山大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則
	http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0105120.pdf
	富山大学コンプライアンス推進体制図
	https://www.u-toyama.ac.jp/outline/vision/compliance/

原則 4 - 1

法人経営、教育・研究・社 会貢献活動に係る様々な 情報をわかりやすく公表 する工夫 本法人に関する各種情報に関しては、本学ウェブサイト、発行する広報誌、SNS、各種情報ツール等の本学が主体的に情報を発信する 媒体を整備して実施しています。

このうち、本学ウェブサイトにおいては、国立大学法人法、独立行政法人通則法、独立行政法人等情報公開法等に基づき公表が義務付けられている情報について、「情報公開」の項目を設けて広く公表を行っています。その他、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても、「受験生」、「地域・一般」、「企業・研究者」等の対象者や「大学紹介」、「学部・大学院・施設」、「入試情報」等の情報分野ごとに区分して、目的の情報にたどり着きやすいよう工夫を行っています。

また、令和3年4月1日付で、ウェブサイトをリニューアルしトピックやイベントの表示を大きくしたり、チャットボットを設置するなど、大学が発信する情報をより分かりやすく表示を工夫しました。この他、広報誌についても、読者に、大学の取組をわかりやすく、かつ、身近に感じてもらえる情報を発信するよう心がけています。

また、本学からの教育研究の成果や本学が実施する各種イベント については、本学ウェブサイトによる公表だけでなく、プレスリリ ース等を行い、この情報に基づいた新聞やテレビ等の報道機関によ る報道等を用いて広く公表を行っています。

➤富山大学ウェブサイト

https://www.u-toyama.ac.jp/ 富山大学ウェブサイト プレスリリース・広報 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr/publicity/

補充原則4-1①対象に 応じた適切な内容・方法 による公表の実施状況

本法人の情報は、本学ウェブサイト、発行する広報誌、SNS、各種情報ツール等の、本学が主体的に発信する媒体や、本学からの教育研究の成果や本学が実施する各種イベントのプレスリリース等の情報に基づく新聞やテレビ等の報道機関による報道等を用いて多様な関係者に対して広く公表しています。

▶本学ウェブサイト

https://www.u-toyama.ac.jp/

情報誌「まなばれ」

https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr/publication/manabare/

富山大学 News Letter

https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr/publication/news-letter/

SNS YouTube チャンネル

http://www.youtube.com/user/tomidaimovie

twitter https://twitter.com/univ_toyama

情報ツール

入試情報アプリ

とみだい iNfo(在学生向け情報提供アプリ)※

https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/tomidai-apps/

https://www.u-toyama.ac.jp/admission/admission-app/

大学公式ウェブサイトでは、法人経営、教育・研究・社会貢献活動 に係る様々な情報についても、トップページに、「受験生」、「地域・ 一般」、「企業・研究者」等の対象者ごとに情報を集約したページに移 動するためのインデックスを設置し、「学部・大学院・施設」、「入試 情報」等の情報分野ごとに区分して、目的の情報にたどり着きやす いよう工夫を行っています。また、令和3年4月1日付で、ウェブサ イトをリニューアルしトピックやイベントの表示を大きくしたり、 チャットボットを設置して利用者が必要な情報を探しやすいように するなど、大学が発信する情報をより分かりやすく表示を工夫しま した。また、発行している広報誌についても、本学の教育・研究活動 等が新たな価値の創造やライフスタイルを生んでいくことを、わか りやすく、おもしろく伝えるための情報誌「まなばれ」を発行してお り、読者に、大学の取組をわかりやすく、かつ、身近に感じてもらえ る内容となるように心がけています。本学の在学生向けの情報発信 ツールとしては、授業開講情報や Web シラバス (授業科目概要 (授 業のねらいとカリキュラム上の位置付け、教育目標、達成目標、授業 計画等の授業科目選択及び履修の際の情報)を掲載)等の情報発信 (「とみだい iNfo」)を行っています。本学への入学を希望している 受験生向けには、従来から発行している「大学案内」の冊子だけでな く、入試情報やオープンキャンパス等のイベント情報発信を行う、 スマートフォン用アプリケーションを公開しています。このように、 在学生や受験希望者がより気軽に情報を受け取ることができるよう な工夫を行っています。

補充原則 4 - 1② 学生が享受できた教育成 果を示す情報 本学の学生が享受できる教育成果を示す情報については、本学ウェブサイトにおいて以下のとおり公表しています

○卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) (以下「3ポリシー」という。)、カリキュラムマップ

本学は、大学全体の3ポリシーと各学部等の3ポリシーを定め、 本学ウェブサイト等において公表しています。3ポリシーでは、「学生が身に付けるべき知識・能力(幅広い知識、専門的学識、問題発見・解決力、社会貢献力、コミュニケーション能力)」を設定し、学修成果の到達目標や成果の評価方法を示すことで、より具体的な情報をあらかじめ確認できるようになっています。

また、カリキュラムマップを作成し、卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)で示す学生が身に付けるべき知識・能力がどの授業科目と対応するのかを明示しています。

さらに、入学者選抜要項、大学案内等の冊子等に入学者受入れの 方針(アドミッション・ポリシー)を記載し、受験者等へ配布・周知 を行っているほか、入学者へ配布する各学部等の履修案内に3ポリ シーを記載して周知しています。

➤卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)(以下「3ポリシー」という。)、カリキュラムマップ

https://www.u-toyama.ac.jp/outline/3policy/index.html

入学者選抜要項(学部)

https://www.u-toyama.ac.jp/admission/undergraduate-exam/%2 0guidebook/guidebook2022/

学生募集要項 (大学院)

https://www.u-toyama.ac.jp/admission/graduate-exam/graduate/performance2022/

大学案内、学部案内

https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr/publicity/e-book/

○Web シラバス

授業科目概要(授業のねらいとカリキュラム上の位置付け、教育 目標、達成目標、授業計画、授業科目選択及び履修の際の情報)をウ ェブサイトに公表し、在学生だけでなく、受験者など学生以外も閲覧することができるようにしています。また、学生に対しては、普段から確認しやすいように、「とみだい iNfo」」(スマートフォンアプリケーション)からも簡単にシラバス等の情報が確認できるように工夫しています。

➤Web シラバス

https://www.new-syllabus.adm.u-toyama.ac.jp スマートフォンアプリケーション「とみだい iNfo」 https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/tomidai-apps/

○学部ごとの各科目における学生の満足度

学生の満足度をはじめ各授業や大学全体の授業改善、本学における教育活動を評価するための基礎資料として、授業評価アンケートを実施して、各学部等のアンケート実施単位ごとに結果の概要をウェブサイトに公開しています。集計結果は、それぞれの授業の担当教員にフィードバックして授業改善に役立ててもらうとともに、各学部等において、評価の特に高い授業を抽出してその経験を共有したり、より詳しい分析を行って授業改善の戦略を検討したりするなど、授業改善に活用しています。

➤学部ごとの各科目における学生の満足度 https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/questionnaire/evaluation/

○卒業・修了者の進路状況

学部、大学院別に、就職・進学状況、産業別や地域別の就職状況、 進学先の調査を行い、その結果をウェブサイトや大学概要に掲載し、 企業や受験者等に広く公表しています。また、この調査結果を参考 に、就職・キャリア支援センターを中心に学生の就職・キャリア支援 を行っており、就職未内定学生や進路が定まらない学生への支援、 既卒3年以内の再就職希望学生へ就職支援を行っています。

▶卒業・修了者の進路状況

https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/employment/statistical-data/state/backnumber/

法人のガバナンスにかか
る法令等に基づく公表事
項

- ■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規 定する情報
- ➤組織に関する情報
 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/organization/
- ➤業務に関する情報
 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/operation//
- ➤財務に関する情報 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/financial/
- ➤評価・監査に関する情報
 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/audit/
- →出資法人に関する情報
 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/fund/
- ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する 情報
- ➤附属病院長の選考について
 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/hospital-director/
- ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報
- ➤富山大学医療安全管理業務監査委員会委員名簿及び委員の選定 理由

http://www.hosp.u-toyama.ac.jp/guide/about/pdf/20210713_2.pdf